

4. 別表4・5(1)：剰余金処分

メニュー401＞[5(1)：剰余金処分]WSでは、別表4に記載する「配当金」や別表5(1)に記載する「利益準備金」、「別途積立金」等の当期増減額を入力します。

なお、期首利益積立金額は、メニュー301＞[5(1)：前期繰越利益積立金額の確認(入力)]WSで入力します。

(1) [配当(利益積立金を原資とするもの)]欄

剰余金の配当等は、配当の効力発生日に利益積立金を減額することとされています。

そのため、当欄には、当連結事業年度に支払の効力が生ずる剰余金の配当等の額を入力します。

(2) [任意積立金]欄

剰余金処分で積立てた任意積立金のうち、租税特別措置法等の適用を受け、損金算入(所得から減算)することができる任意積立金(例えば、固定資産圧縮積立金や海外投資等損失準備金といった項目)については、空白行を利用して処分内容と金額を入力します。

(3) [特別償却準備金]欄

剰余金処分による特別償却準備金の積立てと取崩しを行った場合は、[特別償却準備金]欄に入力します。

(4) [繰越損益金]区分

「繰越損益金」の計算方法には、[自動計算]又は[実額入力]の2つの方法があります。

[自動計算]を選択した場合は、以下の算式により「減②」欄と「増③」欄の金額が計算されます。

「減②」欄の計算式	「増③」欄の計算式
「繰越損益金(25)」の「期首現在利益積立金額①」欄の金額を表示	「繰越損益金(25)」の「期首現在利益積立金額①」欄 +別表4「当期利益又は当期欠損の額」の「総額①」欄 +[剰余金処分]WS>[取崩額]欄 -[剰余金処分]WS>[処分額・積立額]欄 -[税効果(過年度税効果調整)]WS>繰延税金資産等の[金額]欄 +[税効果(過年度税効果調整)]WS>任意積立金の[当期の減②]欄 ※[内書]欄に入力がある場合は、当該金額を上段に表示

(注)別表5(1)の「繰越損益金」欄の上段には、メニュー403＞[5(1)：適格合併等による利益積立金額の引継]WS＞[繰越損益金(25)]欄で入力した金額が、「*」印を付けて表示されます。

Point 繰越損益金の増減額を直接入力する場合は、[実額入力]を選択してください。

[実額入力]を選択した場合は、別表5(1)に記載する繰越損益金の「当期の増減額」を直接入力できます。